

令和6年度

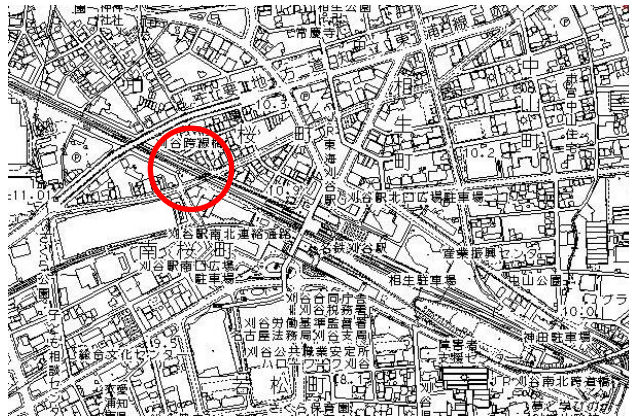
刈谷駅周辺の魅力向上を目的とした移動販売事業者募集要領

1 事業者募集のねらい

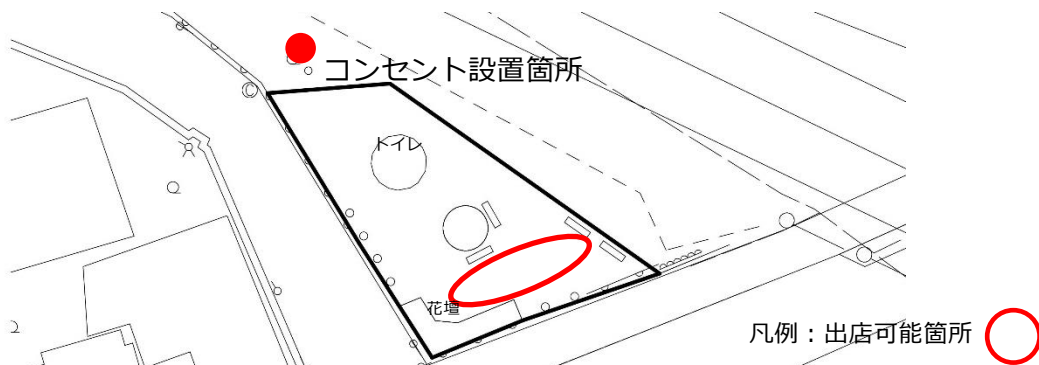
本市では、刈谷駅周辺の公共空間の活用による、まちの魅力の向上に取り組んでいます。そこで、南桜街園において飲食の提供を目的とした移動販売の事業者を募集し出店していただくことで、駅周辺の更なる賑わいの創出につなげていきたいと考えています。さらに事業者による広場の清掃、SNSを活用した魅力の発信及び駅周辺でのまちづくり活動への積極的な参加を期待しています。

2 施設の概要

- (1) 種 別 街園
- (2) 名 称 南桜街園
- (3) 面 積 347㎡
- (4) 主な施設 トイレ、ベンチ 4脚、コンセント 1箇所（2個口、容量20A）
- (5) 位 置 刈谷市南桜町2丁目72-2



(6) 平面図



※出店可能箇所からコンセントまでは約20m離れているため、延長コードが必要です。
※2つの事業者が同時にコンセントを使用する場合、先に申込みされた方が優先使用できるものとします。なお、容量不足となる場合、後に申込みされた出店者で電源確保等の対応をしてください。

3 出店の概要

(1) 販売方法

飲食物の提供を目的としたキッチンカー及びテント販売

(2) 利用面積

約30㎡（3m×5m）※キッチンカー2台分を想定

(3) 利用時間

午前9時から午後5時までの希望時間帯とし、平日開庁日を基本とする。※準備・片付け時間を含む。

(4) 使用料

1店舗 1,010円/日

4 出店の要件

(1) 食品営業許可証等、当該施設での営業に伴い関係法令上必要となる許可、資格等を有していること。

(2) 国税及び地方税について滞納がないこと。

(3) 「刈谷市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置対象となる法人等でないこと。

(4) 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者、又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者でないこと。

5 出店に対する制限

(1) 出店について、第三者に権利の譲渡又は転貸等を行うことなく、自ら行うこと。

(2) アルコール類は販売しないこと。

(3) 音響設備や拡声器等を使用する場合は、周辺環境への配慮すること。

(4) キッチンカーも公園の景観を構成する重要な要素と捉え、派手な看板や広告幕等を使用しないこと。

(5) 危険な行為をしないこと。また他の利用者に迷惑をかけないように努めること。

(6) 市が当該施設での行為として適切でないと判断した場合は出店の中止等を求めることがあります。

6 その他の要件

(1) 事業者の不注意による負傷等は、自己で責任を負うこと。

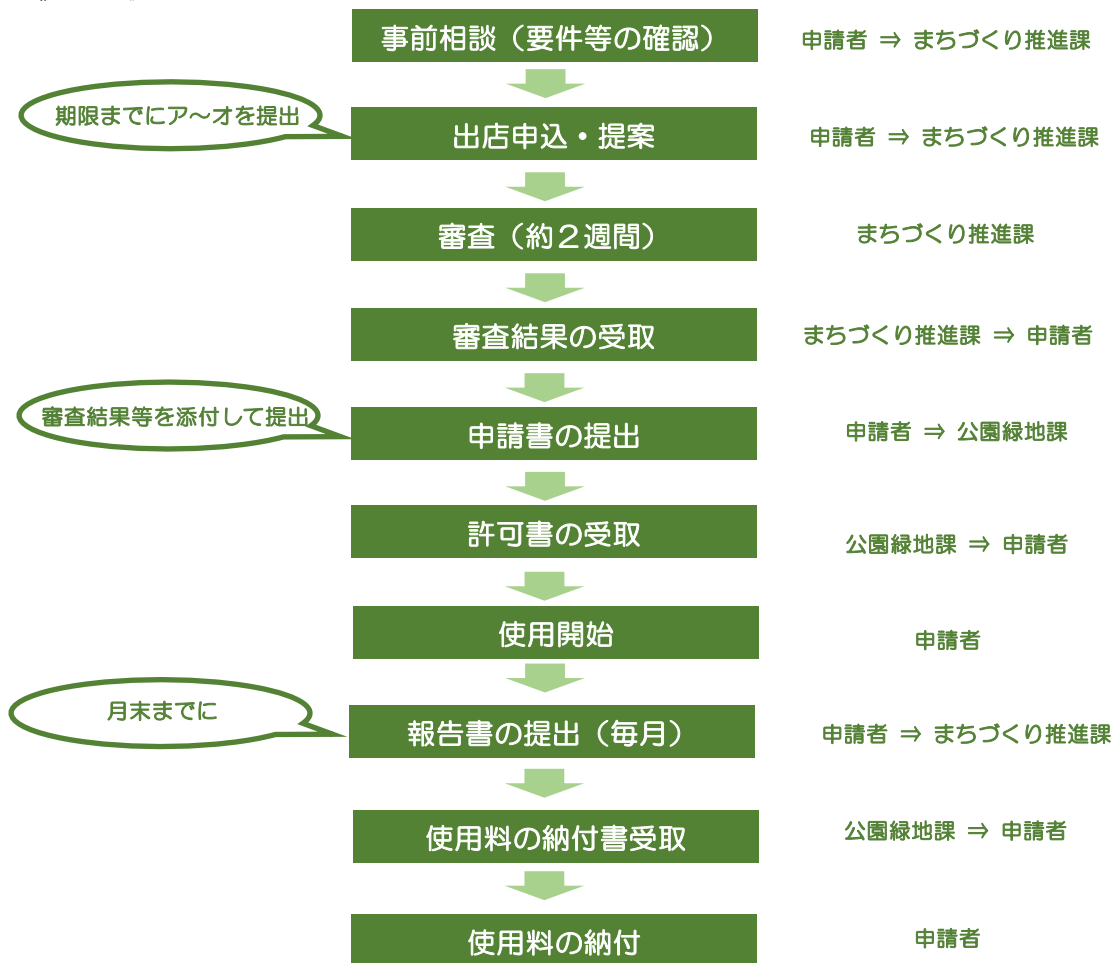
(2) 公園施設・器具・樹木等は大切に取り扱い、破損した場合は、来園者との事故または

苦情等が発生した場合は速やかに市に連絡するとともに、事業者の責任において適切に対処すること。

- (3) 事業に伴って発生したごみ等は、事業者の責任において適正に処理すること。また処理に関する費用は、事業者が負担すること。
- (4) プロパンガスの持ち込みによる出店をしないこと。
- (5) キッチンカーやテント以外で火気の使用をしないこと。
- (6) 事業者及び利用者のアルコール消毒等の感染症対策を必要に応じて行うこと。
- (7) 使用するエリアだけでなく、当該施設の他の場所も積極的に清掃を行うこと。
- (8) SNS等で公園の魅力を含めてアピールすること。
- (9) 今後、刈谷駅周辺のにぎわい創出に向けた、まちづくり活動に積極的に参加・協力すること。

7 手続きについて

(1) 手続きの流れ



(2) 方法

以下の書類を(1)の手続きの流れに基づき各窓口にて受付期間までに提出すること。

ア 参加申込書兼誓約書(様式1)

イ 提案書(様式2)

※「その他の要件」(7)、(8)、(9)に関する具体的な内容を提案して下さい。

ウ 食品営業許可証の写し

※有効期限内であることを確認すること。

エ 販売状況(車両や看板等の大きさやデザイン等)が確認できる写真・画像

※写真・画像3枚程度をA4サイズにまとめること。

オ 販売品目が確認できるチラシ等

※A4サイズにまとめること。

カ 行為許可申請書

※イからオまでの書類は、過去に申請した時点と変更がない場合は、省略することができる。

(3) 受付期間

第1期(令和6年4月1日～6月30日) …

令和6年2月28日(水)から3月13日(水)まで

第2期(令和6年7月1日～9月30日) …

令和6年5月29日(水)から6月12日(水)まで

第3期(令和6年10月1日～12月27日) …

令和6年8月28日(水)から9月11日(水)まで

第4期(令和7年1月6日～3月31日) …

令和6年11月27日(水)から12月11日(水)まで

※変更がある場合は市のホームページ等で周知します。

※先着順での受付を基本とします。

(4) 販売日報告

出店した月の月末までに移動販売日報告書(様式3)をまちづくり推進課に提出すること。

(5) 留意事項

ア 提出された書類は返却しません。

イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

- ウ 事業者の都合によるキャンセルは、利用日の前日の17時までに申し出ること。
- エ コンセント設置個所の鍵は、その都度使用前にまちづくり推進課で受取り、使用後は返却すること。

(6) 問合せ

まちづくり推進課都市拠点係 0566-62-1022 (直通)

公園緑地課緑活用係 0566-62-1023 (直通)